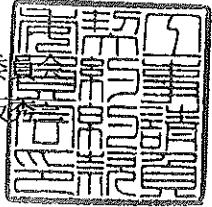


平成 30 年 1 月 4 日

一般社団法人 マンション計画修繕施工協会  
会長 坂倉徹 殿

民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款委員会

委員長 古阪泰一



「民間(旧四会)連合協定 小規模建築物・設計施工一括用 工事請負契約約款」  
並びに「民間(旧四会)連合協定 マンション修繕工事請負契約約款」  
の改正について（通知）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より当委員会に対しましてご協力、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

当委員会では、今般、「民間(旧四会)連合協定 小規模建築物・設計施工一括用 工事請負契約約款」並びに「民間(旧四会)連合協定 マンション修繕工事請負契約約款」を、平成 30 年 2 月 1 日より、下記の通り改正する旨の決議を行いました。

今般の改正は、平成 29 年 7 月 25 日の中央建設業審議会において、民間建設工事標準請負契約約款等につき、「請負代金内訳書への法定福利費の明示」に係る改正がなされたことを受け、先般改正した「民間(旧四会)民間連合協定工事請負契約約款」と同様に、両約款を改正するものです。

なお、約款改正版につきましては、颁布価格、販売体制等はこれまで通りで変更はありません。

何卒、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

## 記

## 1. 改正内容（新旧対比表）

## (1) 小規模建築物・設計施工一括用 工事請負契約約款

現行	改正案
第 6 条 工事請負代金内訳書、工程表 受注者は、本契約を締結したのち速やかに工事請負代金内訳書及び工程表を発注者に提出する。	(アンダーライン部分が改正箇所) 第 6 条 工事請負代金内訳書、工程表 <u>(1) 受注者は、本契約を締結したのち速やかに工事請負代金内訳書及び工程表を発注者に提出する。</u> <u>(2) 受注者は、工事請負代金内訳書に、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</u>

## (2) マンション修繕工事請負契約約款

現行	改正案
第 4 条 請負代金内訳書、工程表 受注者は、この契約を締結したのち、発	(アンダーライン部分が改正箇所) 第 4 条 請負代金内訳書、工程表 <u>(1) 受注者は、この契約を締結したのち、発</u>

<p>注者の請求があるときは、速やかに請負代金内訳書及び工程表を発注者に提出する。</p>	<p>注者の請求があるときは、速やかに請負代金内訳書及び工程表を発注者に提出する。</p> <p><u>(2) 受注者は、請負代金内訳書に、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</u></p>
---	--

2. 約款改正日（改正版頒布開始日） 平成 30 年 2 月 1 日

### 3. 現行約款（現行版）への対応

今回の改正は、民法、建設業法等の法令の制定・改廃によるものではありませんので、平成 30 年 2 月 1 日（約款改正日）以降、お手持ちの現行約款をそのまま使用（販売）して頂いても差し支えありませんが、購入者の方が、その日以降に現行約款を使用される場合には、できる限り契約書「その他」欄に以下の特約を記載してご使用いただくようにお願いしたいと存じます。

したがいまして、平成 30 年 2 月 1 日までにお手持ちの現行約款を販売するに当たっては、購入者の方に、別添文書の「約款の改正について：現行約款への対応（お願い）」\*（それぞれの約款ごとに 2 文書あり）の周知等によるご対応をお願い申し上げます。

#### 【特約（例）】

約款第 6 条（工事請負代金内訳書、工程表）（マンション修繕工事請負契約約款の場合は、第 4 条）に、以下（2）を加える。

『(2) 受注者は、請負代金内訳書に、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。』

### 4. 「民間(旧四会)連合協定 リフォーム工事請負契約約款」について

当委員会発行の「リフォーム工事請負契約約款」には、「請負代金内訳書」の提出を義務付ける規定がないことから、上記両約款と同様の改正は行わないことといたしました。

なお、上記改正の詳細につきましては、おって当委員会 HP に掲載する予定です。

\* 「約款の改正について：現行約款への対応（お願い）」等の文書については、同封のものを、貴団体で必要部数コピーしてご使用ください。

なお、ご要望があれば、委員会事務局（TEL03-3455-3109 メールアドレス [yakkan@gcccc.jp](mailto:yakkan@gcccc.jp)）より電子データで提供いたします。

以上